

消防予第 106 号
平成 2 年 8 月 1 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

既存の物品販売店舗等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例について(通知)

平成 2 年 6 月 19 日に消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、同法施行令別表第 1(4)項に掲げる百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「物品販売店舗等」という。)にあっては、スプリンクラー設備の設置の義務付けを床面積の合計が 6,000 m²以上のものから 3,000 m²以上のものとし、平成 2 年 12 月 1 日から施行することとされたところである。これに伴い、既存の物品販売店舗等についても、平成 6 年 11 月 30 日までに、現行の基準に従ってスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところであるが、既存の物品販売店舗等のなかにはスプリンクラー設備を現行の基準に従って設置することがきわめて困難であるものが見受けられること等を勘案して、既存の物品販売店舗等に対し、同法施行令(以下「令」という。)第 32 条の規定を適用する場合の基準を下記のとおり定めたので、その運用について格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達の上よろしく御指導願いたい。

記

1 既存の物品販売店舗等に設置するスプリンクラー設備は、次によることができるものであること。

また、既にスプリンクラー設備が設置されており、現行の基準に適合していないものにあっても、同様の取り扱いができるものであること。

(1) 水源水量は、消防法施行規則(以下「規則」という。)第 14 条第 5 項の規定にかかわらず、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口形の送水口が付置されているときは、スプリンクラーヘッドの算出個数は 10 個(スプリンクラー設備の設置個数が 10 個に満たないときにあつては当該設置個数)として差し支えないものであること。

(2) (1)の場合における加圧送水装置の送水性能は、規則第 14 条第 6 項第 1 号の規定にかかわらず、(1)に規定する個数のスプリンクラーヘッドを、同時に、先端における放水圧力及び放水量についてそれぞれ 1kgf/cm² 以上及び 80ℓ/min 以上放水できる性能を有するもので足りるものであること。

(3) 側壁型の閉鎖型スプリンクラーヘッド(以下「側壁型ヘッド」という。)を用いるスプリンクラー設備を次の①から④までに定めるところにより設置したときは、当該側壁型ヘッドの有効範囲内の部分にあつては、令第 12 条の技術上の基準に従つて、スプリンクラー設備を設置したものとして差し支えないものであること。

① 側壁型ヘッドは、その相互の設置間隔を、水平距離で 3.6m 以下とし、かつ、当該側壁型ヘッドを取りつける壁と交わる両側の壁の接続部分から当該側壁型ヘッドまでの水平距離が 1.8m 以下となるように設けること。

なお、側壁型ヘッドの有効防護範囲は、当該ヘッドを中心に半径 3.6m 以内の範囲とすること。

② 側壁型ヘッドは、当該側壁型ヘッドを取りつける壁面から 15cm 以内の位置に設けること。

③ 側壁型ヘッドのデフレクターは、天井面から 15cm 以内の位置に設けること。

④ その他規則第 14 条第 1 項の規定に準じて設けること。

2 物品販売店舗等のうち物品の卸販売を専業とする店舗(以下「卸売専業店舗」という。)にあつては、利用形態その他が一般の店舗と異なる特殊な状況にあること等を勘案し、「既存の卸売専業店舗に対する消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和 51 年 9 月 27 日付け消防予第 73 号)により、令第 32 条を適用して、スプリンクラー設備の設置に関し、特例を認めているところであるが、今回の改正により、新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられることとなる既存の卸売専業店舗についても、従前同様特例を認めて差し支えないものであること。

3 前記以外の場合であっても、物品販売店舗等の建物構造、販売品目の種類、利用者の状況等によっては、令第 32 条の規定を適用できる場合がありうるが、適用の適否及びその内容に関して判断が困難なものについては、当庁に連絡されたいこと。